

# 南部町キャッシュレスシステム導入事業

## 公募型プロポーザル実施要項

令和 5年 5月

南部町

## 1 事業の目的

持続可能なまちづくりを目指すため、地域の消費を地域で取り込み、加えてポイント付与機能を活用し行政施策と連携することにより地域活性化につなげていくことを目的として、キャッシュレスシステム導入事業の業務委託を検討している。

本実施要項は、南部町キャッシュレスシステム導入事業者を選定するにあたり、必要な事項を示したものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名称

南部町キャッシュレスシステム導入事業

### (2) 業務内容

別紙1「南部町キャッシュレスシステム導入事業業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から令和5年10月31日まで

### (4) 提案上限額

12,966,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

## 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 本件公告の日から本件プロポーザルの日の前日までのいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱第3条の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でないこと。
- (6) 国や地方公共団体、民間企業等におけるキャッシュレスシステム導入実績があること。
- (7) キャッシュレスシステムのトラブルについて速やかに現場対応ができる体制を整えていること。
- (8) 契約期間中の業務は、原則としてプロポーザル提出書類を作成しプレゼンテーショ

ンの出席者と同一のスタッフが対応すること。

#### 4 欠格要件

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合若しくは選定委員に個別に接触した場合
- (2) 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) 申請書受付期限までに所定の書類が揃わなかった場合
- (4) 他の申請者と応募内容の相談を行った場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正な行為があった場合

#### 5 スケジュール

契約候補者選定までのスケジュールは、以下のとおりとする。

項 目	期 日 等
公告	令和5年5月1日(月)
質問票の受付期限	令和5年5月10日(水)午後5時
質問票への回答	令和5年5月12日(金)
申請書等提出期限	令和5年5月26日(金)午後5時
プレゼンテーション	令和5年6月1日(木)
選定結果の通知及び公表	令和5年6月上旬
契約締結	令和5年6月上旬

#### 6 参加申込みの手続等

##### (1) 提出書類

①参加申込書(様式第1号)

②企画提案書(様式第2号)

仕様書に基づき、アピールポイントや業務工程等を明記すること。

③定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

④会社概要(任意様式)

パンフレット等の会社概要で代用することも可とする。

⑤直近3カ年の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー、その他経営状況を明らかにすることができる書類

⑥前事業年度における事業報告書その他業務状況を明らかにすることができる書類

⑦税の滞納がないことを証明するもの

国税・地方税の納税証明書又は滞納のない証明書等。参加申込日の直近2か月以内に証明されたものに限る。

⑧応募資格に係る誓約書(様式第3号)

⑨印鑑登録証明書

⑩暴力団排除に関する誓約書兼承諾書（様式第4号）

※その他、町長が必要と認める書類について、追加提出を求めることがある。

(2) 提出部数

各7部（正本1部及び副本6部）

※副本は複写可。用紙はA4サイズとする。

(3) 提出方法

本要項11に記載する場所まで持参または郵送。郵送の場合は書留とする。

(4) 受付期間

令和5年5月12日（金）から令和5年5月26日（金）午後5時まで。郵送の場合は当日の消印まで有効とする。

## 7 公募に関する質問事項の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和5年5月10日（水）午後5時まで

(2) 質問方法

本要項11に記載している電子メールアドレス宛に、質疑書（様式第5号）を提出すること。口頭、電話での問い合わせには一切応じない。

(3) 回答

質問に対する回答は、質問内容とあわせて本町のホームページに掲載する。

## 8 選定方法及び審査基準

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、南部町キャッシュレスシステム導入事業委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、企画提案書等の審査を行う。選定委員会は、別紙2評価基準に基づいて各委員がそれぞれ審査を行い、評点の合計が最も高い申請者を契約候補者として選定する。なお、審査結果に対する選定委員会への質疑、問い合わせには一切応じない。

(2) 書面審査及びプレゼンテーション

担当課による受付審査、資格審査を行った後、選定委員会において書面審査及びプレゼンテーションを行う。実施時間は1団体につき45分程度を予定しており、応募者から30分間の説明を実施した後、15分程度の質疑応答を行う。審査の順番は申請書の受付順とする。プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、実際に業務を担当する予定の者が出席すること。

なお、状況に応じてWeb会議システムを活用して実施する場合がある。その場合は、別途書面にて連絡する。

(3) 審査方法

別紙2「評価基準」に基づき、審査を行う。

#### (4) 選定結果の通知及び公表

選定結果の通知は契約候補者が決定した後、速やかに申請者全員に書面で通知するとともに、町ホームページに掲載し公表する。

### 9 契約の締結

審査による選定後、契約候補者は本町と委託業務について契約に必要な事項を協議した後、契約を締結する。

なお、次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。

- (1) 契約候補者が契約の締結を辞退したとき
- (2) 契約締結時までに本要項3に定める参加資格を欠いていることが判明したとき
- (3) 契約締結時までに本要項4に定める欠格要件に該当していることが判明したとき
- (4) 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
- (5) その他やむを得ない事情で契約の締結が不可能となったとき

### 10 その他

- (1) 本プロポーザルは、あくまでも本業務の契約の相手方となる候補者を選定するものであり、詳細については、契約候補者選定後双方協議のうえ決定する。
- (2) 本プロポーザルに要する経費は、全て申請者の負担とする。
- (3) 申請者は、申請書の提出をもって、本要項及び仕様書の記載内容を承諾したものとみなす。
- (4) 本プロポーザルを辞退する時は、参加辞退届（様式第6号）を提出すること。
- (5) 提出書類の追加、修正及び再提出は認めない。
- (6) 提出書類は、返却しない。
- (7) 提出書類は、申請者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (8) 提出書類は、審査に必要な範囲において、複製することができるものとする。
- (9) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は提案者が負う。
- (10) 契約・支払い等に関する規定は、南部町財務規則に準ずる。
- (11) 本要項に定めのない事項については、仕様書によるものとする。

### 11 連絡先及び提出先

〒683-0351

鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1

南部町役場 企画政策課

電話：0859-66-3113      ファクシミリ：0859-66-4426

電子メール：kikaku@town.nanbu.tottori.jp